

福長介第154号  
令和5年4月14日

有料老人ホーム 設置者 様

さいたま市福祉局  
長寿応援部介護保険課長  
(公印省略)

令和4年度における有料老人ホーム等に対する  
立入検査結果のとりまとめについて

日頃より、高齢者福祉について御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。  
さて、令和4年度における有料老人ホーム等に対する立入検査の結果について、別紙及び別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。  
また、FAQにつきましては、下記ホームページに掲載していますので御確認  
お願いします。  
引き続き、さいたま市の有料老人ホーム等の適切な運営に御協力をお願いします。

記

●有料老人ホーム等に対する立入検査について

ホームページリンク：<https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p087562.html>

以上

さいたま市役所福祉局  
長寿応援部介護保険課 事業者係  
担当：井出・久米川・井樽・宮坂  
電話：048-829-1265  
FAX：048-829-1981

(別紙)

## 有料老人ホーム等に対する立入検査のとりまとめ

### 1. はじめに

令和3年度より、「さいたま市総合振興計画実施計画」に基づき、毎年度45施設、5年間で計225施設に対して老人福祉法第29条第13項に基づく検査を実施することとしています。

### 2. 令和4年度立入検査実施件数について

年間45施設に対して、立入検査を実施しました。

### 3. 指導及び助言の状況について

年度	指導	助言
令和3年度	80件	56件
令和4年度	60件	37件
計	140件	93件

令和4年度は、指導60件、助言37件ありました。

詳細は別添を御参照ください。

※指導…指針等に基づき、書面により改善を求めたもの。

助言…指導には至らないが、サービス水準の確保を目的として伝達したもの。

### 4. FAQの公表について

主に立入検査における指導及び助言を行ったものについて、設置者及び施設の皆さまがイメージしやすいようFAQ形式で公表します。

また、このFAQは立入検査を受けた施設と受けていない施設でサービス水準の不均衡が生じないために作成していますので、立入検査の有無に関わらず積極的な御活用をお願いします。

### 5. その他

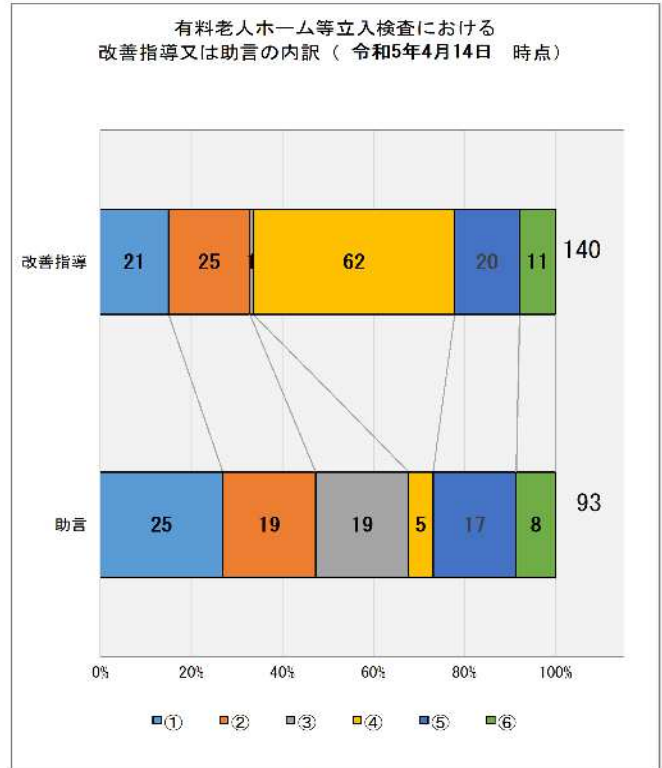
事前提出資料の自主点検表(様式3)や重点事項確認表(様式4)について、立入検査時に疎明資料を求めた際に書類が散逸していること等を理由に、提示まで時間を要することがありました。日頃の自主点検等にあたっては、疎明資料を適切に保管していただき、市の職員に対してのみならず、入居者やその家族等から説明を求められた際に適切な対応ができるよう書類の管理に御留意ください。特に感染症の影響下においては、可能な限り対応時間を短縮する必要があるため、御協力をお願いします。

●各項目の内容

	確認項目	事例	
		改善指導	助言
①	非常災害対策(水害を含む)に関する計画等について	・計画の未策定、未検討 ・訓練の未実施、記録の未作成	・想定される災害種別の漏れや内容が不十分 ・近隣住民の参加が得られるよう連携に努めていない。 ・研修欠席者に対して情報共有することが望ましい。 ・振り返り記録が不十分
②	高齢者虐待の防止及び身体拘束の廃止に向けた取組について	・対象者がいないという理由で会議を未開催かつミーティング等で検討がされていない ・会議録の未作成 ・研修の未実施 ・指針の未作成	・会議において、日頃のケアを振り返っておらず、虐待発見と防止のための検討が不十分 ・会議結果の周知不十分 ・研修欠席者に対して情報共有することが望ましい。 ・研修の効果測定又は内容が不十分 ・複数サービスでまとめて実施しているため検討が不十分
③	新型コロナウイルス等の感染症拡大予防について	・計画の未策定、未検討 ・訓練の未実施、記録の未作成 ・体調管理表、チェックリスト未作成	・対応者により判断が異なるような確然な表現 ・適度なチェック体制又はチェック体制が脆弱で機能不全に陥るおそれ ・検温、健康観察が職員のみで入居者に関する記録がない ・チェック表にチェック漏れがある
④	広告・パンフレット等に、実態と乖離する内容が記載されていないか。	・併設事業所に配置された職員をもって24時間常駐と記載 ・特定施設において、介護報酬と重複する費用徴収 ・介護職員による介助の写が表示されているが、常勤換算方法による介護職員の数等の記載がない	・現時点で徴収していない料金の記載 ・現時点で協定を結んでいない医療機関の記載 ・遵守する指針が異なる
⑤	指針その他で定める有料老人ホーム等が遵守すべき事項等について	・書類、根拠不明な金額の受領 ・要請に指針不適合事項が未記載 ・緊急時に対応不能な職員体制、医療連携 ・各種研修・運営懇談会等が未実施 ・入居者の金銭管理をしているが根拠が未策定 ・入居者の選択に資する事業所情報が未提供 ・健康診断の機会の確保、記録の管理体制なし	・契約書類、規程等の語弊ある表記 ・運営懇談会で求められる入居者からの意見の収集、第三者的立場の者への出席依頼、身元引受人等への周知が不十分 ・認知症の入居者が増えている施設にて、金銭管理規程が未策定 ・施設で保管すべき記録が不十分 ・自立者向けのサービスについては、包括的な内容でなく、個別選択的な内容であることが望ましい。
⑥	ハラスメント防止(利用者又はその家族等からのハラスメント含む)に関する取組について	・指針の未策定 ・職員、入居者への未周知 ・担当者の不在	・相談先が複数(施設、法人担当者)であることが望ましい。 ・周知内容が不十分 ・想定されるハラスメントの内容に漏れがある(例:カスタマーハラスメント)

●指導事項又は助言に関する集計

	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
改善指導	21	25	1	62	20	11	140
助言	25	19	19	5	17	8	93



※ 1つの施設において同一項目で改善指導と助言がある場合は、改善指導のみ集計しています。